

和 職 第 8 0 号
令和7年9月24日

和光市特別職報酬等審議会会長 様

和光市長 柴崎 光子

特別職等の期末手当の改定に関する意見について（依頼）

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の改定について、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を求める事項

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについて

2 意見を求める理由

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「特別職」）の期末手当については、和光市特別職報酬等審議会条例上、貴審議会の所掌事務とはなっていませんが、これまで議員報酬、給料と同様に、会議開催の都度、審議会の意見を求めています。

貴審議会の前回答申（令和5年3月8日付、「特別職の報酬等について（答申）」）においても、「市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「特別職」）の期末手当については、条例上、審議会の所掌事項になっていませんが、報酬と一体のものとして捉え、市民のチェックが働くよう、改定に際しては、引き続き、審議会に諮るよう求める」との意見を頂戴していることから、期末手当の支給率を一般職と同様に改定することについて、貴審議会の意見を伺うものです。